パブリックディスプレイ SupportPack

ご利用の手引き

（第１版）

2015年10月

日本電気株式会社

NEC ディスプレイソリューションズ株式会社

MultiSync および MultiSyncLCDSupportPack はNECディスプレイソリューションズ㈱の商標登録です。

パッケージの中身を確認してください。

「パブリックディスプレイ SupportPack」の内容物は、以下の通りです。内容物がすべて揃っているか、ご確認をお願いいたします。
万一不足している場合は、すみやかにご購入元までご連絡ください。

本パッケージの内容物

1.パブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カード

2.パブリックディスプレイ SupportPack ご利用の手引き（本冊子）

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「パブリックディスプレイ SupportPack」をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。
本書にはパブリックディスプレイ SupportPack にて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。
同意できない場合には、パブリックディスプレイ SupportPack をお買い上げ後１４日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。
サービス内容とサービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。一度申し込まれたサービス期間の延長はできませんのでご注意ください。

パブリックディスプレイ SupportPack に基づくハードウェアメンテナンスサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた液晶ディスプレイ本体の保証開始日（ご購入日）からご購入されたパブリックディスプレイ SupportPack の年数（３年間／４年間／５年間）です。

お客様がパブリックディスプレイ SupportPack に基づくハードウェアメンテナンスサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

パブリックディスプレイ SupportPack1パッケージにつきサービスを受けられる液晶ディスプレイの台数は１台とします。

ディスプレイの設置高には制限があります。「スタンダード 1.7m」の製品はディスプレイの中心が床面から１．７ｍ以下に設置されているもの、「スタンダード 3.0m」の製品はディスプレイの中心が床面から3．0m以下に設置されているものが対象となります。

下記に該当する場合、取り付け/取り外しはお客様作業となります。
1.取扱説明書に記載されている設置、据付条件を満たしていない場合
2.標準的な工具で取外し／取付け作業ができない場合
3.取り付け金具が NEC 純正もしくは NEC が指定する推奨メーカ製でない場合
4.本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
5.マルチディスプレイ構成での設置の場合
6.ディスプレイの搬入/搬出経路に障害があり、搬入/搬出が困難な場合
7.ディスプレイ設置場所に取り付け取り外し用の脚立/リフター等の設置ができない場合
8.ディスプレイの梱包/開梱ができる場所が確保できない場合

弊社ホームページ掲載の「パブリックディスプレイ SupportPack 対象機種一覧」に記載されている内容をよくご確認ください。
ここには本サービスの対象となる装置名等が記載されています。
サービス対象機器と、パブリックディスプレイ SupportPack の型番が一致しているかどうかあらかじめご確認ください。
掲載場所 ： http://www.nec-display.com/jp/support/display/supportpack3.html
お電話の場合： サポートパック登録受付センター 03-3454-6818
応対時間 9:00～17:00 月～金 （国民の祝日、法律に定める休日は除く）

1.【重要】 本サービスを受けるための登録申請をお願いします。

パブリックディスプレイ SupportPack に基づくハードウェアメンテナンスサービス（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくには、事前にインターネットでお客様の情報を登録していただくことが必要です。
詳細は、「ご利用の手引き」第 2 章をご覧ください。

なお、登録にはパブリックディスプレイ SupportPack の製品シリアル No が必要です。
パッケージに同梱されているパブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カードを参照して間違いのないように登録してください。
パブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カードは紛失すると登録ができなくなりますのでご注意ください。

登録完了後、パブリックディスプレイ SupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

2. インターネットからの登録申請について

下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請をしてください。
http://supportpack.nec.co.jp

※ご注意
サポートパック登録ホームページから登録申請を行うには E-mail アドレスが必要です。

■ 初めてご利用になる方
「ログイン情報登録」ボタンをクリックしてください。
ご利用 ID（E-mail アドレス）とパスワードを設定し、連絡先を入力します。
（詳細は画面でご覧ください）
以降、サポートパックの登録を行うことが可能となります。
ご利用のサポートパック種別を選択し、パブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カードとサポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

■ 既にご利用 ID（E-mail アドレス）とパスワードをお持ちの方
ご利用 ID（E-mail アドレス）とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。
ご利用のサポートパック種別を選択し、パブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カードとサポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

以下は登録画面のイメージです。(画面は予告無く変更する場合があります)
登録画面の案内に沿って必要事項を入力してください。

本サービス期間中は、ご利用ID(E-mailアドレス)とパスワードにより
お客様はご自分の登録内容の確認と変更が可能です。

登録に関して不明点がございましたら、以下のメールアドレスまたは電話番号に
お問い合わせください。

サポートパック登録受付センター
e-mail:SupportPack@support.jp.nec.com
電話番号:03-3454-6818　受付時間 9:00～17:00 月～金
(国民の祝日、法律に定める休日は除く)

目次

第１章パブリックディスプレイ SupportPack とは 7
１．対象機器 7
２.パブリックディスプレイ SupportPack と標準保証 7
２.１標準保証 7
２.２パブリックディスプレイ SupportPack 7
３．本サービスの実施曜日と時間 7
５．本サービスの提供期間 8
第２章 登録申請 8
１．登録申請の手順 9
１． インターネットによる登録申請 9
２．機器管理ラベル 9
第３章 サービスの内容および条件 10
１．本サービスの範囲 10
２．除外作業 10
３．再委託 11
４．保守作業時間帯 11
５．お客様の負担する費用 11
６．設置場所への立入等 11
７．責任の制限 11
８．老朽化装置の取扱い等 11
９．交換部品の所有権 11
１０．設置場所の変更 12
１１．設置場所の整備 12
１２．秘密保持 12
１３．本サービスの提供の中止 12
１４．損害賠償 12
１５．反社会勢力排除条項 13
１６．合意管轄 13
１７．本サービスの利用中止 13

第１章パブリックディスプレイ SupportPack とは

パブリックディスプレイ SupportPack とは、NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が製造し、NEC および NEC ディスプレイソリューションズ株式会社が販売する液晶ディスプレイ製品（以下、「NEC製液晶ディスプレイ」といいます。）のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品です。
本書に定める条件に従ってパブリックディスプレイ SupportPack をご利用いただくことにより、本書に定めるNEC製液晶ディスプレイのハードウェアメンテナンスサービス（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくことができます。
パブリックディスプレイ SupportPack は法人ユーザ様向けの商品です。

１．対象機器

本サービスの対象機器は、NECディスプレイソリューションズ株式会社ホームページ「パブリックディスプレイSupportPack対象機種一覧」に掲載されており、第2章に記載された登録手続きに基づきNECに登録され、かつ日本国内に設置されたNEC製液晶ディスプレイ本体（以下「対象機器」といいます。）です。（掲載場所 :http://www.nec-display.com/jp/support/display/supportpack3.html）

２.パブリックディスプレイ SupportPack と標準保証

２.１標準保証

対象機器には製品ごとにご購入後 1 年間の保証期間を設定しています。この保証期間内に、万一ハードウェアが故障した場合、保証規定に基づき無料で修理をいたします。
詳細はお客様がご購入された対象機器に添付されている「保証書」をご確認ください。

（ご注意）

商品に添付されている保証書に、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

２.２パブリックディスプレイ SupportPack

パブリックディスプレイ SupportPack は、標準保証内容をさらに充実させ、対象機器購入後、最長5年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。

<table>
<tr><th colspan="2">サービス名</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th><th>4年目</th><th>5年目</th></tr>
<tr><td colspan="2">標準保証（無償修理）</td><td>引取修理</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">パブリックディスプレイ
SupportPack
（本サービス）</td><td>3年間 Pack</td><td colspan="2">出張修理または引取修理</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>4年間 Pack</td><td colspan="3">出張修理または引取修理</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5年間 Pack</td><td colspan="5">出張修理または引取修理</td></tr>
</table>

パブリックディスプレイ SupportPack の有効期間は対象機器ご購入時（標準保証開始日）を起点といたします。

３．本サービスの実施曜日と時間

品　名	対応曜日、時間
パブリックディスプレイ SupportPack 引取修理エコノミー	月～金　8:30-17:30
パブリックディスプレイ SupportPack スタンダード 1.7m	土日を含めた週 6 日間　8:30-21:00
パブリックディスプレイ SupportPack スタンダード 3.0m	土日を含めた週 6 日間　8:30-21:00

サポートパック種別が「スタンダード 1.7m」「スタンダード 3.0m」の場合は、

＊土日を含めた週 6 日から実施曜日を指定できます。
＊6 日間の中に祝日が入った場合もサービスを実施します。
＊実施曜日を指定なさらない場合、月曜日から土曜日を対応曜日とします。

４．本サービスの詳細

品　　名	障 害 対 応 方 法	サービス対象設置方法
パブリックディスプレイ SupportPack 引取修理エコノミー	引取修理 （取り付け/取外しはお客様作業）	取付/取外しサービスなし
パブリックディスプレイ SupportPack スタンダード 1.7m	出張修理 （取り付け/取外しは保守員が対応）	モニタ中心が床面から １．7m以下
パブリックディスプレイ SupportPack スタンダード 3.0m	出張修理 （取り付け/取外しは保守員が対応）	モニタ中心が床面から ３．0m以下

お客様からの対応依頼を受け付け、出張修理が必要と判断した場合、32インチ以上60インチ未満の液晶ディスプレイについては翌日、60インチ以上の液晶ディスプレイについては翌々日に現地到着しオンサイトでの対応を開始します。（引取修理エコノミーを除く）
交通事情、天候、対象機器の設置方法、地域等の条件により、記載対応日以降の対応になる場合もありますので、予めご了承ください。

（1）内蔵型のディスプレイコントローラもサポート対象とした SupportPack の場合は、ディスプレイの拡張スロットに内蔵可能な製品もサポート対象となります。
ただし、サポート対象となるディスプレイコントローラ機器は、OPS コントローラ（TS2G）、SDI ボード、ワイヤレスディスプレイ・メディアプレーヤ、ビデオボードなど、NEC純正のオプション機器となります。
「第 2 章　登録申請」実施の際に「オプション機器」欄に機器の型番を登録してください。

（2）下記に該当する事項は本サービスの対象外となります。
1.定期点検作業
2.LAN 接続、接続機器に起因する対応
3.取り外し、取り付け以外の調整

（3）下記に該当する場合、取り付け/取り外しはお客様作業となります。
1.取扱説明書に記載されている設置、据付条件を満たしていない場合
2.標準的な工具で取外し／取付け作業ができない場合
3.取り付け金具が NEC 純正もしくは NEC が指定する推奨メーカ製でない場合
4.本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
5.マルチディスプレイ構成での設置の場合
6.ディスプレイの搬入/搬出経路に障害があり、搬入/搬出が困難な場合
7.ディスプレイ設置場所に取り付け取り外し用の脚立/リフター等の設置ができない場合
8.ディスプレイの梱包/開梱ができる場所が確保できない場合

５．本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた対象機器の標準保証開始日（ご購入日）から、ご購入されたパブリックディスプレイSupportPackの年数（3年間／4年間／5年間）です。標準保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

第２章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、NECへお客様の情報を登録していただくことが必要です。
お客様の情報を登録していただくには、インターネットによる登録申請をしていただく必要があります。
登録申請後、登録いただいた E メールアドレス宛に「パブリックディスプレイ SupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

NECでの登録が完了しましたら、別途ご登録者様宛に「登録完了のお知らせ」を郵送いたします。

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対しパブリックディスプレイ SupportPack に基づく本サービスを行うことを承諾したものとします。

NECは、合理的な理由により承諾ができない事由が生じた場合には、NECが本登録申請を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。この場合、お客様がパブリックディスプレイ SupportPack をお買い上げになったご購入元に当該承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証明するものをご持参くだされば引き換えに代金をお返しいたします。

なお、本サービスを受けられる際には、「登録完了のお知らせ」に同梱される「機器管理ラベル」に記載の「機器管理番号」をサービス受付窓口へご連絡いただくことが必要となります。

１．登録申請の手順

第1章および第3章をお読みいただきその内容に同意できることをご確認ください。
パブリックディスプレイ SupportPack ご購入日から30日以内に下記の方法によりNECへの登録申請をしてください。
インターネットでの登録によりＮＥＣへの登録が完了しなければ、パブリックディスプレイ SupportPack に基づく本サービスの提供は開始されません。
万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は、本サービスを受けられないことがあります。

１．インターネットによる登録申請

（1）下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請をしてください。

http://supportpack.nec.co.jp

（ご注意）

サポートパック登録ホームページから登録申請を行うには e-mail アドレスが必要です。

（2）インターネットによる登録申請をされると「パブリックディスプレイ SupportPack 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

（3）「パブリックディスプレイ SupportPack 製品シリアル No カード」は対象機器の保証書と共に保管願います。

（ご注意）

保証書には、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。
ご購入日の確認ができない場合、対象機器本体の製造番号と型番から特定されるNECの出荷月をご購入日とみなします。
また、本サービスの対応日数の起算曜日を指定しなかった場合、月曜日を起算曜日とします。

２．機器管理ラベル

対象機器の管理番号、本サービス依頼の連絡先を記載したラベルです。貼り付けられた機器が本サービスの対象であることを証明するものです。登録完了後に登録住所に送付致しますので対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようにご注意ください。
対象機器にラベルの添付がない場合、お客様は本サービスを受けられない場合がございます。

第３章 サービスの内容および条件

NECは、お客様が登録申請し、NECが登録承認をしたお客様のお持ちの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

万一パブリックディスプレイ SupportPack をご購入いただいたお客様と本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客様の責任において「パブリックディスプレイ SupportPack ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、およびNECが本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、NECは本サービスを提供するものとします。

１．本サービスの範囲

- **障害原因切分けおよび特定**

  対象機器に不時の故障が発生した場合、NECはお客様（またはお客様から委託された方）からのご依頼によりハードウェアの障害発生箇所を特定します。
  なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

- **障害復旧および報告**

  障害箇所特定の結果、ハードウェアが原因の場合必要な障害復旧修理を行います。
  ただし、障害内容により、その製品を引き取り、調査修理実施後、返却し、復旧後の確認、お客様への報告を行う場合もあります。修理に必要な部品代は、本サービスに含まれます。但し、液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化（輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など）が生じた場合の修理部品代はお客様負担となります。

２．除外作業

次の各号に定める作業(以下「契約除外作業」といいます。)については、本サービスに含まれないものとします。ただし、NECは、その必要が認められる場合には、お客様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。 (5)から(8)に定める作業については、その実施が可能な場合には別表に定める料金表によりこれを行います。

（1） 対象機器の移設および撤去に関する作業および立会い
（2） お客様の要求による対象機器の改造
（3） 対象機器の日常の清掃、点検および運転
（4） 消耗品の供給等
（5） 天災、地変その他NECの責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
（6） NECが定める対象機器設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
（7） お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより対象機器に生じた故障の修理
（8） NECまたはNECが承諾した者以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の事故の調査および故障の修理
（9） 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
（10） 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
（11） 設置方法についての制限事項

下記に該当する場合、取り付け/取り外しはお客様作業となります。
1.取扱説明書に記載されている設置、据付条件を満たしていない場合
2.標準的な工具で取外し／取付け作業ができない場合
3.取り付け金具が NEC 純正もしくは NEC が指定する推奨メーカ製でない場合
4.本体にタッチパネルカバーなどが装着されている場合
5.マルチディスプレイ構成での設置の場合
6.ディスプレイの搬入/搬出経路に障害があり、搬入/搬出が困難な場合
7.ディスプレイ設置場所に取り付け取り外し用の脚立/リフター等の設置ができない場合
8.ディスプレイの梱包/開梱ができる場所が確保できない場合

３．再委託

NECは、自己の費用と責任で本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。また、当該委託先が、その受託した業務を第三者に再委託できるものとします。

４．保守作業時間帯

NECが本サービスに係る作業を実施する時間帯（以下「保守作業時間帯」といいます。）は第1章3.本サービスの対応時間のとおりとします。

上記の規定にかかわらず、NECは、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合には、お客様のご承諾をいただいたうえで保守作業時間帯外であってもすみやかにNECの技術員（本章3.に基づき第三者に再委託した場合、当該第三者（以下「委託業者」といいます。）の技術員を含みます。以下、同じとします。）を派遣し修理等の作業（以下「契約時間外作業」といいます。）を行うものとします。この場合、お客様は、別表に定める料金表に基づきその料金をNECまたは委託業者に支払うものとします。ただし、NECが本章3.に基づき委託業者に委託する場合、契約時間外作業の可否は委託業者の判断によるものとします。

５．お客様の負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

（1） 電力料および水道料
（2） 通信費（ただし、NECからお客様への通信に要する費用を除きます。）
（3） 本サービスを行うためNECまたは委託業者の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当
（4） 液晶パネル、バックライトの経年変化による劣化（輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、残像、焼き付き、欠点の増加など）が生じた場合の修理部品代
(5)設置制限製品がサービス対象設置方法以外で設置されていた場合、設置制限製品を事前にサービス対象設置方法で設置する費用

６．設置場所への立入等

（1） お客様は、本サービスの提供を行うためにNECまたは委託業者の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
（2） お客様は、NECによる本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。
（3） お客様は、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じるものとします。

７．責任の制限

（1） NECは、NECにより提供される本サービスの内容に瑕疵があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な作業を繰り返し実施するものとします。
（2） (1)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの内容の瑕疵に関してNECがお客様に負う責任の全てとします。

８．老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し正常な稼動の維持が本サービスの提供によっても不可能であるとNECが判断した場合、お客様とNECの間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

９．交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換された故障部品（老朽部品を含みます。）の所有権は、全てNECに帰属するものとします。

１０．設置場所の変更

お客様は、インターネットからの登録申請した対象機器の設置場所を変更する場合、変更後の設置場所と変更日をNECが登録を完了したお客様に送付する「登録のお知らせ」記載の「受付センター」へ、変更しようとする日の14日以上前にホームページからの登録変更で連絡するものとします。

１１．設置場所の整備

お客様は、対象機器に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し常に環境を整備、維持するものとします。

１２．秘密保持

（1） お客様およびNECは、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます。）については、本サービスの提供期間中のみならずその終了後も第三者（本章3.に基づきNECが委託業者に開示する場合を除きます。）に開示または漏洩してはならないものとします。

（2） (1)の規定のもとNECから秘密情報の開示を受けた者は、この情報を本サービスの提供および向上の目的にのみ使用することができるものとし、また第三者に対して開示、漏洩してはならないものとします。

（3） (1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。

① 一般に入手できる情報
② 知得時に既に保有していた情報
③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

(4) NECは、お客様より送付いただいたお客様登録カードに記載されたお客様の情報を、本条に定める秘密情報として扱い、本サービスの提供およびその向上に利用する目的以外には使用いたしません。

１３．本サービスの提供の中止

NECは、お客様が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

（1） 「パブリックディスプレイ SupportPack のご利用の手引き」記載の条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
（2） 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社整理、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
（3） 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
（4） 営業の廃止または解散の決議をしたとき
（5） その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

１４．損害賠償

お客様は、本サービスに関連してNECの責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りNECに請求できるものとします。
この場合、NECの負担する損害賠償の総額は、パブリックディスプレイ SupportPack の代金としてNECがお客様から受領した総合計金額を超えないものとします。

１５．反社会勢力排除条項

15．1　お客様およびNECは、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力」といいます。）ではないこと、反社会勢力の支配・影響を受けていないこと、反社会勢力を利用しないこと、反社会勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役職員が反社会勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。

15．2　お客様またはNECは、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合には、相手方に対する催告なしに何らの損害賠償義務を負うことなく直ちに本契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとします。

１６．合意管轄

本サービスに関するお客様とNEC間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

１７．本サービスの利用中止

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、NECは、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

別表

契約時間外作業および契約除外作業に関するメンテナンスサービス料金表

1．技術料金表

対応作業時間区分	金額 〈税別〉
8:30～17:30	10,000 円(2,500 円)
17:30～21:00	12,000 円(3,000 円)
21:00～翌8:30	14,000 円(3,500 円)

注1） 上記表金額は1人1回の料金であり、右段は出動から1時間迄の料金、右段の括弧内金額は1時間以上の場合15分毎に加算する料金とします。

注2） 全曜日共通とします。

注3） 該当作業の継続により対応時間が次の作業時間帯に入った場合は、次の時間帯の加算料金が適用されるものとします。

注4） 上記料金算定の時間は、NECまたは委託業者の技術員が担当保守センターから出動し作業完了するまでの時間とします。

2．日当・宿泊費

NECあるいは委託業者の規定によります。

3．交通費

実費相当。

4．部品代

実費（ただし、契約時間外作業の場合は除きます）